

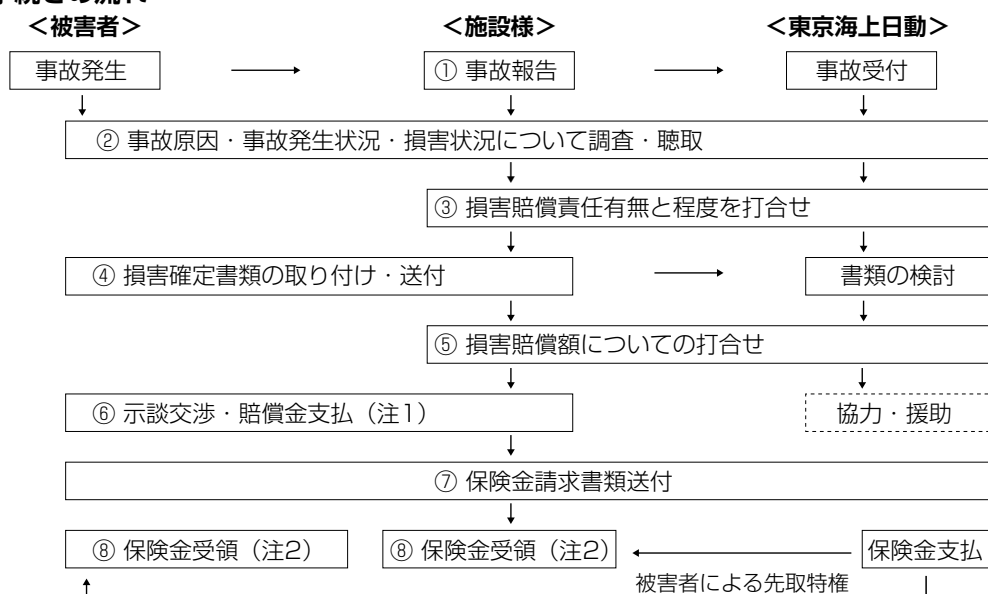
事故発生から保険金お支払いまでの流れ

はじめに

賠償責任事故につきまして、一般的な手順をご説明いたします。事故内容により手順が変わることもありますので、詳しくは事故報告時に担当者よりご案内いたします。

- 賠償責任事故が発生した時は、被害者の方との間で賠償金の額を決めたり、事業者様単独で賠償責任の有無を判断することなく、引受保険会社にご相談ください。(保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認なさいますと被保険者が法律上の損害賠償責任がないと認められる額については保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。) 本保険では引受保険会社は被害者の方との直接の示談交渉はできませんが、解決に向けて協力、援助をさせていただきますので、遠慮なくご相談ください。
- なお、賠償責任保険で対象とならない傷害の場合は、見舞金でのご対応可能な場合もありますので、事故報告時にご相談ください。(サービス利用者傷害見舞金保険ご加入の場合)

ご請求手続きの流れ



(注1) 被害者が直接保険金を受領するパターンでは、賠償金支払が不要となります。

(注2) 先取特権の規定により、保険金のお支払先が限定される場合があります。

詳しくはP28の「保険金請求の際のご注意」をお読みください。

※事故状況によりお取り付けいただく書類は異なることがあります。詳しくは担当者よりご案内いたします。

① 事故報告

ご加入の際にお渡ししております事故報告用紙(もしくは29ページの事故報告用紙)にご記入の上、加入者証とともに下記へFAXにてご連絡ください。

< FAX番号: 03-3515-7504 東京海上日動火災保険株式会社東社協担当 >

FAXいただきました事故報告を確認の上、担当者から折り返しご連絡いたします。

② 事故原因・事故発生状況・損害状況について調査・聴取・責任割合の検討

→ ご連絡いただきました事故内容から事業者様と被害者の方の責任負担割合を検討いたします。必要に応じ、事故現場や事業者様のもとに調査員が参ります。

③ 損害賠償責任有無と程度を打ち合わせ

責任有無及び責任割合についての打ち合わせとなります。

④ 損害確定書類の取り付け・送付

被害者の方に発生した損害の算定に必要な書類をお取り付けいただきます。事故状況によりお取り付けいただく書類は異なりますので、担当者よりご案内いたします。

⑤ 損害賠償額についての打ち合わせ

お取り付けいただきました損害確定書類の内容の検討を行い、示談案をご連絡いたします。(示談案については以下の方法で検討いたします。)

- ・ 損害額の算定 → 被害者の方に発生した損害を金額に換算いたします。必要に応じ、同意書をもとに医療調査を行います。
- ・ 金額の確定 → 「(被害者の方に発生した損害の額) × (事業者様の責任負担割合)」が、お支払いできる保険金の限度額になります。(ただし、支払限度額が上限となります。)

⑥示談交渉

被害者宛に賠償金額の提示をしていただきます。保険会社からご連絡の金額での示談が出来ない場合は担当者までご連絡ください。

⑦保険金請求書類送付

保険金請求の際にご提出いただく書類は担当者よりご案内いたします。

⑧保険金受領

ご送付いただきました保険金請求書に基づき、ご指定口座へ保険金をお支払いいたします。

※保険金請求の際のご注意

責任保険において(身元信用保険については賠償責任に基づく損害の場合)、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限りられますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

※もし事故が起きたときは

<施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・居宅介護事業者賠償責任保険・医師賠償責任保険・受託者賠償責任保険・動産総合保険・身元信用保険>

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

<施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・居宅介護事業者等賠償責任保険・受託者賠償責任保険>

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、施設賠償責任保険(管理財物担保特約条項)および居宅介護業者賠償責任保険の現金盗難の事故については警察への届け出が必要となります。

<医師賠償責任保険>

医療業務に起因して他人の身体の障害が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

<レジャー・サービス施設費用保険>

事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況等を、書面で引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合等は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

<約定履行費用保険>

この保険で補償される偶然な事由が生じた事を知った場合は、遅滞なく引受保険会社にご通知のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

<動産総合保険の場合>

損害が生じたことを知った場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。現金盗難の事故、または小切手・郵便切手・印紙に関して保険金をお支払いすべき事故が発生した場合は遅滞なく警察署、消防署、郵便局等に届け出いただき、事故および損害に関する証明書の発行を請求できる場合には、その証明書を取付けてください。小切手等の支払停止依頼、公示催告の申し立て等権利保全のための措置をとっていただきます。小切手・郵便切手・印紙の事故についてこれらの措置を行わなかった場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、支払停止依頼、公示催告に要した費用については損害の拡大防止または軽減のために要した費用として引受保険会社がお支払いします。

<身元信用保険の場合>

不誠実行為が発生したことを知ったときには、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。詳細につきましてはP21「(保険金をお支払いする際のご注意事項)」欄をご確認ください。

<総合生活保険(傷害補償)・交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約>

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ち(送迎中自動車傷害保険は30日以内)にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。